

議員発案第 5 号

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、
私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、私学助成の増額・拡充を求める意見書」を提出するものとする。

令和4年9月26日 提出

提 出 者 三条市議会議員 小 林 誠

賛 成 者 三条市議会議員 笹 川 信 子

同 三条市議会議員 西 川 重 則

同 三条市議会議員 森 山 昭

コロナ禍においても私立高校生が学費の心配なく学び続けられるよう、
私学助成の増額・拡充を求める意見書

新潟県では、高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の重要な役割を担っている。

令和2年度より私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満世帯に上限39万6,000円の支援金が支給されることになった。これにより新潟県では年収590万円未満世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。こうした中、全国の多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、国の支援が不十分な年収590万円を超える世帯へ助成を講じる措置が取られた。

しかしながら、新潟県においては独自の学費軽減予算が一昨年度に約49%の減額となって以降、家計急変世帯に対する改善は行われたものの、年収590万円を超える世帯への新たな助成措置もなく、年収590万円未満世帯への入学金や施設設備費等への助成制度の拡充も見られない。

そのため、私立高校生家庭の学費負担は国と県の学費支援を受けても、年収590万円未満世帯で年額約14万円から24万円の負担が残され、さらに年収590万円から910万円未満世帯では約47万円の負担が残される。一方で、公立高校ではこれらの世帯の学費負担は5,650円の入学金のみとなっており、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。

新型コロナウイルス感染症が収まる気配はなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、県民の生活を脅かしている。とりわけ私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり、家計への圧迫が懸念される。

また、教育条件の公私間格差の是正も求められており、私立高校においては専任教員数が公立高校よりも少ない状況を改善する必要がある。私立高校は、「建学の精神」に基づく独自の教育を推進しており、その学校独自の教育の伝統を継承していく専任教員の存在が不可欠である。また、一人一人の生徒に行き届いた教育を行うためにも専任教員増は欠かせない。

新潟県においては、コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、下記事項について特段の措置を講じられるよう要望する。

- 1 学費の公私間格差の是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
 - (1) 年収590万円未満世帯において、施設設備費及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。
 - (2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満世帯に対し、県の上乗せ助成を行うこと。
- 2 私立高校において専任教員増を促進するため、経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

三条市議会議長 阿 部 銀次郎

[提出先]

新潟県知事